

## 特別管理産業廃棄物処理計画書

令和4年6月30日

吹田市長 殿

## 提出者

住所 大阪府吹田市岸部新町5番7号

氏名 地方独立行政法人市立吹田市民病院  
理事長 矢野 雅彦

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6387-3311

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	地方独立行政法人市立吹田市民病院
事業場の所在地	大阪府吹田市岸部新町5番7号
計画期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項 別紙4、5のとおり

①事業の種類	
②事業の規模	
③従業員数	
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	

## 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

別紙4、5のとおり

(管理体制図)

## 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

別紙4、5のとおり

【前年度（令和3年度）実績】			
特別管理産業廃棄物の種類			
排 出 量		t	t
①現状 (これまでに実施した取組)			
【目標】			
特別管理産業廃棄物の種類			
排 出 量		t	t
②計画 (今後実施する予定の取組)			

## 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

別紙4、5のとおり

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

## 別紙4、5のとおり

【前年度（令和3年度）実績】		
特別管理産業廃棄物の種類		
自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
①現状 (これまでに実施した取組)		
【目標】		
特別管理産業廃棄物の種類		
自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
②計画 (今後実施する予定の取組)		

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

## 別紙4、5のとおり

【前年度（令和3年度）実績】		
特別管理産業廃棄物の種類		
自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量		
自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
①現状 (これまでに実施した取組)		
【目標】		
特別管理産業廃棄物の種類		
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量		
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
②計画 (今後実施する予定の取組)		

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

## 別紙4、5のとおり

		【前年度（令和3年度）実績】	
①現状		特別管理産業廃棄物の種類	
自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量		t	t
(これまでに実施した取組)			
		【目標】	
②計画		特別管理産業廃棄物の種類	
自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量		t	t
(今後実施する予定の取組)			

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（令和3年度）実績】 別紙4、5のとおり	
①現状		特別管理産業廃棄物の種類	
全処理委託量		t	t
優良認定処理業者への 処理委託量		t	t
再生利用業者への 処理委託量		t	t
認定熱回収業者への 処理委託量		t	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量		t	t
(これまでに実施した取組)			

②計画	【目標】 別紙4、5のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
電子情報処理組織の 使用に関する事項	【前年度（令和3年度）実績】 別紙4、5のとおり		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		t
	(今後実施する予定の取組等)		
※事務処理欄			

## 備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完工工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙4(廃棄物処理法・特別管理産業廃棄物処理計画書)

現状・前年度(令和3年度) 実績量  
計画量

特別管理産業廃棄物の種類			排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項		自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項	
コード	名 称	排出量 (前年度実績量の①)	特別管理産業廃棄物の量 (前年度実績量の②～⑥)	自ら再生利用を行なう特別管理産業廃棄物の量 (前年度実績量の⑦)	自ら自然回収を行なう特別管理産業廃棄物の量 (前年度実績量の⑧)	自ら中間処理により販売する特別管理産業廃棄物の量 (前年度実績量の⑨)	自ら埋立処分又は海上投入処分を行う特別管理産業廃棄物の量 (前年度実績量の⑩)	全処理委託量 (前年度実績量の⑪)	再生利用業者への処理委託量 (前年度実績量の⑫)	認定熱回収業者への処理委託量 (前年度実績量の⑬)	認定熱回収業者以外の業者への処理委託量 (前年度実績量の⑭)	
7000	3 火生残油	0,780	0,700					0,780	0,700			
7010	3 火生残油(有害)											
7100	強酸											
7110	強酸(有害)											
7200	強アルカリ											
7210	強アルカリ(有害)											
7300	酸性性懐棄物	579,663	570,000					579,663	570,000			
7410	PCBS等											
7411	庵PCB											
7412	PCB汚染物											
7413	PCB処理物											
<b>合計</b>												
※上記二分類できません特別管理産業廃棄物がある場合に限り、空間へ特別管理産業廃棄物のコード及び具体的な名称を記入してください。												
※数量に固めて本、小数点以下3桁表示して記入してください。												

電子計算機処理用に供する事項

単位:トン／年

別紙5（廃棄物処理法-特別管理産業廃棄物処理計画書）

1 当該事業場において行っている事業に関する事項

①事業の種類	83：医療業
②事業の規模	431床
③従業員数	886人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	感染性廃棄物→収集運搬→中間処理（焼却）→最終処分（埋立） ＊収集運搬から最終処分まで全て委託

2 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項（管理体制図等、別紙を参照）

別表のとおり

3 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) ・特になし。
②計画	(今後実施する予定の取組) ・感染性廃棄物と非感染性廃棄物の適正な分別を周知し、感染性廃棄物の排出抑制に努める。

4 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・感染性廃棄物は、他の廃棄物と区別し、分別保管している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・引き続き分別保管する。

5 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) ・実施していない。
②計画	(今後実施する予定の取組) ・予定なし。

6 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) ・実施していない。
②計画	(今後実施する予定の取組) ・予定なし。

7 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) ・実施していない。
②計画	(今後実施する予定の取組) ・予定なし。

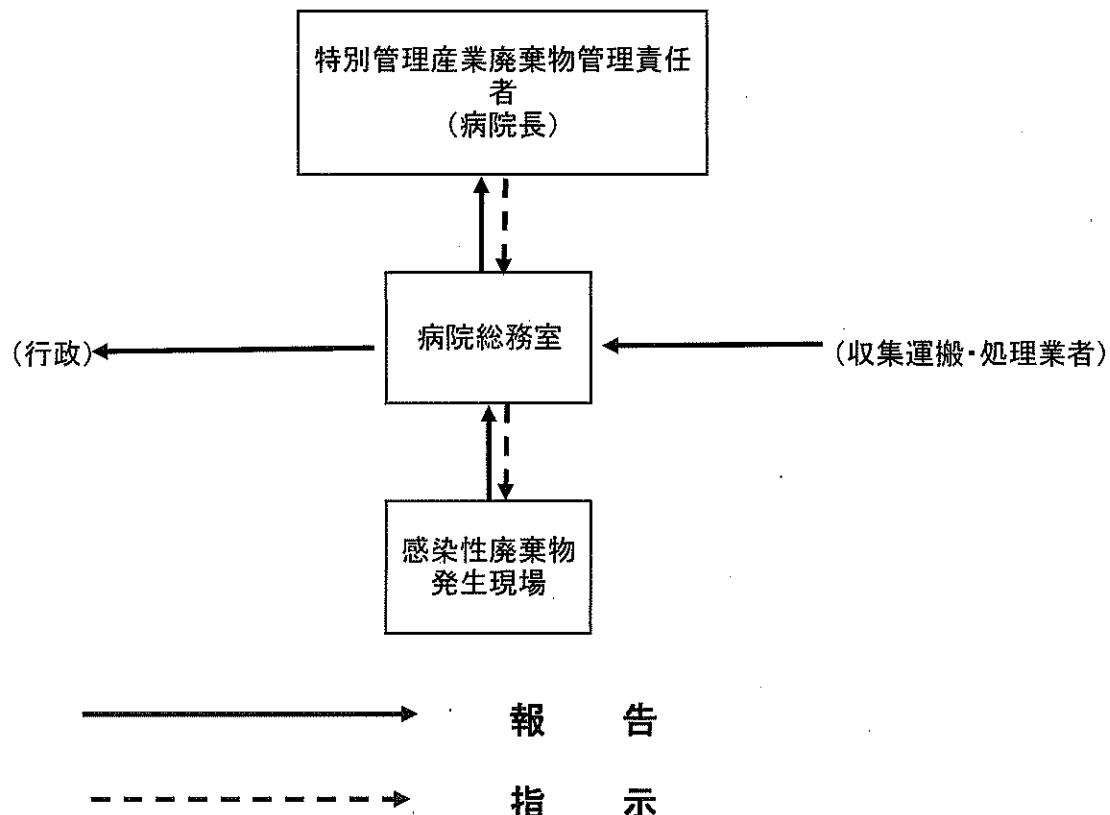
8 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) ・処理業者は、優良認定処理業者から選定することとしている。
②計画	(今後実施する予定の取組) ・引き続き、処理業者は、優良認定処理業者から選定することとしている。

9 電子情報処理組織の使用に関する事項

計画	(今後実施する予定の取組等) ・電子マニフェストは既に導入済みである。今後も特別管理産業廃棄物の排出については、全量電子マニフェストで対応することとして運用していく。
----	--

**添付資料 管理体制図及び各部署の役割**  
**[管理体制図]**



**[各部署の役割]**

部 署	役 割
病院総務室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物の発生から処分に至るまでの帳簿等を作成して統括的に把握管理</li> <li>・産業廃棄物の発生工程、種類ごとの発生量、排出量及び性状等のチェック、集計等</li> <li>・処理施設(事業場内・外)の定期的査察</li> <li>・行政に対する報告等</li> <li>・処理業者委託の委託契約、委託量、委託伝票(マニフェスト)等の管理</li> <li>・産業廃棄物の適正管理</li> <li>・各部署間の調整及び指示</li> <li>・廃棄物の資源化・減量化及び適正管理について検討し産業廃棄物処理計画の策定及びその実施</li> </ul>
感染性廃棄物 発生現場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染性廃棄物と非感染性廃棄物の適正分別</li> <li>・廃棄物の減量化の啓発</li> </ul>